



新築・増改築、地目変更

こんなときには届け出が必要です

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に課税される税金です。

届け出が必要な場合

①家屋を新築・増改築したとき

家屋を新築・増改築し12月31日までに完成した場合は、翌年度から固定資産税の対象となります。

※家屋とは住宅・店舗・倉庫・車庫などで、屋根と三方を囲う壁があり土地に定着した建造物をいいます。

②家屋を取り壊したとき

12月31日までに取り壊した家屋は、翌年度から固定資産税の対象外となります。

③土地の利用状況を変更したとき

田から畑へ、山林から雑種地へなど、現況地目を変更した場合や住宅用地の利用状況に変更があった場合。

④納税義務者に変更があったとき

・所有者が亡くなり相続登記が済んでいない場合。

・未登記家屋の所有者が変更になった場合。

・納税管理人を設定または変更する場合。

問合せ 税務課課税担当

☎62-1461

手続きは14日以内に!

退職・就職したときは国民健康保険・国民年金の手続きをお忘れなく!

●会社などを退職した場合●

*75歳以上の後期高齢者医療保険対象者を除く。

次のいずれかの手続きをする必要があります。

- 1.再就職し、再就職先の職場の健康保険に加入する。
- 2.引き続き、退職した会社の健康保険の任意継続に加入する。(国民年金の加入)
- 3.家族が加入している職場の健康保険の被扶養者になる。(国民年金の加入)
- 4.上記3つのいずれにも当てはまらない場合、国保に加入する。

届け出に必要な書類……………職場の健康保険を喪失した(退職した)証明書 印鑑

届け出が遅れると……………

届け出が遅れた場合は、国保に加入した日までさかのぼって国保税を納めることになります。

また、その間の医療費は、全額自己負担となる場合があります。

●会社などに就職した場合●

*国保に加入している方のみ

職場の健康保険に加入した方は、国保資格を喪失する手続きが必要です。

届け出に必要な書類……………新しい健康保険の保険証 お持ちの国保の保険証 印鑑

※就職日から国保の保険証を使用することはできません。

(新しい保険証が出来るまでに医療機関などを受診する場合は、職場から資格証明書または仮の保険証の交付を受けて使いましょう。)

届け出が遅れると……………

国保税が課税された状態のままとなります。また、国保の資格がない期間に保険証を使用した場合は、町が負担した医療費を返していただきます。

問合せ 町民生活課保険年金担当

☎62-1232